令和6年版

自治会ガイドブック

福井市自治会連合会

福井市地域振興課

目 次

自治会運営の基礎知識

自治会とは 1
自治会の運営 1
規約（会則） 1
総会・会議 2
会計処理 2
自治会費の納入 3
役員の選任 4
会員への周知・連絡手段 5
役員業務の引継ぎ 5
自治会の合併 5
自治会活動デジタル化のススメ 7
自治会運営の注意点 10
自治会運営に関するQ&A 11

加入促進

自治会への加入促進 13
加入啓発の取組方法 14
戸別住宅以外への加入促進 18
外国人世帯への取組方法 19
外国人とのコミュニケーションの取り方 20
加入啓発訪問時の回答例 21

自治会と福井市

自治会と福井市の関係 23
行政嘱託員 23
行政嘱託員に関するQ&A 24
個人情報の取扱い 25
個人情報の取扱いに関するQ&A 27
認可地縁団体 28
認可地縁団体に関するQ&A 29
青少年育成推進員の推薦 29
避難行動要支援者の避難支援 30
災害ボランティアセンターへの協力 30

補助金

補助金について 31
防犯灯 31
ごみステーション 33
自治会活動に対する支援 34
道路・除雪についての補助 36
防災についての補助 36

電話帳

電話帳 37

NEW
自治会活動活性化支援事業
補助金のお知らせ（裏表紙）

自治会運営の基礎知識

自治会とは

自治会は、一定の区域に居住する人々が、住民相互の親睦交流を図り、それぞれの地域において様々な課題を解決することを目的として自主的に組織された住民組織です。福井市の全域にわたって組織されており、「町内会」や「区」といった名称で呼ばれている地域もあります。

安全・安心で住みよいまちづくりを推進していくためには、行政の取組だけでなく、地域の取組が重要となり、特に、災害時における「共助」が、自治会の果たす役割として求められています。

いざという時、円滑に安否確認や初期活動を行うことができるよう、日頃から地域にどんな人が何人住んでいるかという情報を、自治会内、あるいは班内の日常的な交流の中で把握しておくことが大切です。

自治会の運営

自治会の運営は、原則、規約（会則）と会員全員の意思に基づき行われます。

また、ごみステーションや防犯灯の維持管理や夜間の防犯活動等のような日常的な活動や、災害への対応や構造物の補修など、突発的な対応を求められる場合もあり、柔軟な自治会運営が求められます。

規約（会則）

規約（会則）は、地域におけるまちづくりのための自主的なルールとしての意味を持っています。

規約（会則）を制定することにより、会員に対して自治会の運営方法を明確にし、民主的な活動を行うことができます。

規約（会則）は、必ず自治会の総会で承認を得たうえで運用することを基本とし、地域の様々な状況変化に対応して、常に会員の意見を取り入れながら見直していくことが必要です。

また、規約（会則）を変更する際にも、総会で承認を得る必要があります。

総会・会議

総会では、前年度の事業報告、収支決算報告、新年度の事業計画（案）、収支予算（案）、自治会役員の改選等を議案とし、審議・議決を行います。

緊急に会員全員の承認が必要な事項が発生した場合には、臨時総会を開催することもあります。

総会の前に役員会を開催し、あらかじめ総会の議案について審議を行うことが一般的です。

また、総会や会議の終了後には、開催日時、場所、審議・議決事項を議事録にまとめておくことも重要です。

会計処理

自治会では、会計年度を定めて会計処理を行います。本市の自治会では、会計年度を１月から１２月までを区切りとし、会の総意を決定する総会は、年末または年始に開催しているところが多いようです。

収入には、会費、寄付金、補助金、事業・財産収入等があり、支出には、会議費、交通費、通信費、消耗品費、衛生費、人件費（役員手当）、修繕費、地区費等があります。会員から会費を預かった際は、その都度通帳に入れましょう。

年度終了時には、会計・事業の執行状況について監査を行い、総会において会員に報告することが重要です。

また、通帳を管理する場合、通帳と印鑑を一人で管理すると不適正会計の原因となる可能性があります。できれば、会長と会計で分けて管理することが望ましいと考えます。

自治会運営の基礎知識

自治会費の納入

自治会に加入している自治会員は、自治会の規約（会則）等で定められている会費を納入する義務が生じます。

しかしながら、経済的な事情で会費を納入できないという場合があります。

この場合、対象者が自治会とのつながりを望んでいる場合には、一定程度弾力的に対応することも必要です。

例えば、ごみステーションの利用について、その維持管理にかかる負担分のみに会費を減額することや、管理当番の役務提供のみを協力してもらうなど、その世帯ができる範囲内に負担を軽減することは可能であると考えられます。

ただし、このような特別な措置をとる場合には、役員だけの判断だけでなく、その世帯の個人情報保護に配慮した上で、他の会員にも一定程度の了承を得ておくことが必要です。

また、「退会した者から会費を強制徴収することはできない」という最高裁判決があり、加入者であるか未加入者であるかが納入義務の有無に直結します。

自治会によっては、「会費の滞納が続いた場合は強制退会」と定めているところもあるようですが、まず、その世帯が会費を納入しない理由を確認することが必要です。

その上で、対象者が今後も会費を納めるつもりがなく退会を希望している場合には、自治会費を強制的に徴収することはできません。

〇自治会費をどのように設定していますか。

（平成３０年１０月～１２月　自治会長アンケート結果）

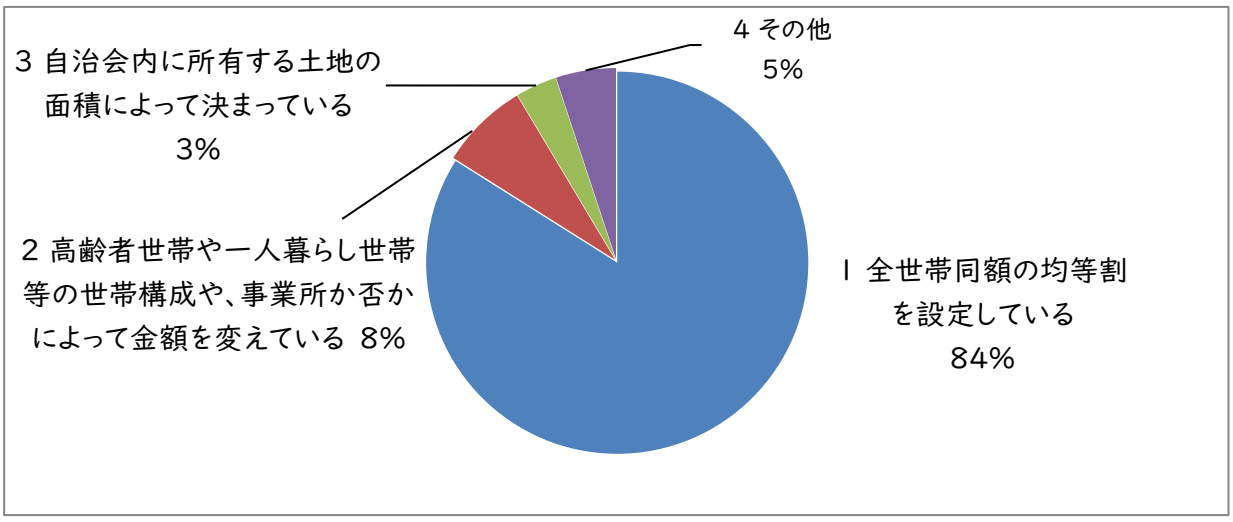

役員の選任

自治会長をはじめとする役員は、ほとんどの自治会において「選挙」や「輪番制」により選任されています。それ以外の方法として「推薦」または「抽選」といった方法により選任されていることもあります。

役員の選任は、自治会活動や運営に大きな影響を及ぼすものであり、会員の相互の話し合いにより、その選任方法を確立することが大切です。

副会長・会計・監事・班長などの役員を段階的に交代する人事体制を確立しているところもありますので、そのような方法もご検討ください。

また、規約によって役員の任期を1年にしている自治会が多いようですが、円滑な自治会運営を継続するために、複数年任期の方が良い場合があります。

複数年任期のメリットとしては、①途切れることなく活動を続けられる、②経験を積むことができ人材育成につながる、③前年の反省を踏まえた改善が可能、等が挙げられます。従来のしきたりにとらわれず、各自治会の実情に合わせて任期を設定することが大切です。

【参考:一般的な自治会の役員】

■会　長:自治会の代表者。会の意見をまとめて、自治会の運営についての方向性を示す。行政や第三者との対外的な交渉の責任者。

＊自治会長に負担が集中しないよう役員相互で役割を分担するため、自治会長を補佐する役員を複数人配置しているところもあります。

■副会長:会長の補佐。会長の負担を軽減するために、時には会長の代理としての役割を務めます。

■会　計:会計書類の作成、通帳・資産台帳の管理を行います。

■監　事:会計や事業の実施状況をチェックします。

■書　記:会議や事業に関する記録、その他、事務全般などを受け持つ役割があります。また、書記という役職を設けずに、他の役員で分担している場合もあります。

■班　長:規模の大きな自治会では、会長一人で自治会全体を把握することは難しくなるので、自治会をいくつかの「班」に分けて班長を配置し、会長を補佐する体制を確立しているところもあります。

■その他:「防犯・防災」、「交通安全」、「環境」、「体育」、「子ども会」など、各分野の各種団体の役員を選任している場合があります。

自治会運営の基礎知識

会員への周知・連絡手段

会員への周知・連絡手段としては、文書の全戸配布や回覧板があります。市が発行する広報ふくい（年22回）や行政または地区の広報物と併せて、自治会の広報紙等を配布・回覧することも可能です。

自治会で掲示板等を設置して、ポスター掲示することもよいでしょう。活動が会員に見えるよう、日頃から情報発信に心がけましょう。

携帯電話やパソコンが普及している今日では、「電子メール」や「電子掲示板」などを自治会の連絡・広報に取り入れると、自治会の運営がスムーズになると考えられますので、それらの活用もご検討ください。（7～10ページ参照）

役員業務の引継ぎ

任期の満了等により、役員が代わる際には、後任者に担当する業務の内容や懸案事項等を必ず引継ぎましょう。任期中から引継ぐことを意識して、資料や記録のファイリング、パソコンへの電子データの保存を徹底しましょう。

自治会の合併

自治会を取り巻く環境は時代とともに変化していきます。環境に対応していくために、自治会の合併による組織基盤強化を図る必要が生じることもあります。

自治会の世帯数が増えれば、役員のなり手・会費が増えることになり、体制を整えることができます。しかし、近隣同士の自治会といえども、それぞれの成り立ちや活動の歴史があるため、自治会同士が話し合いを重ねることが重要です。右の事項を参考に、十分協議をしてください。

■ 自治会合併を進める目安　⇒　会員数が20世帯以下の自治会
（このガイドブック内でも掲載しておりますが、自治会合併にかかる補助金制度もご用意しております。（34ページ参照））

■ 自治会合併に向け、必要な取組の一例
① 自治会の実情を把握（アンケート調査等）し、関係する隣接自治会と事前協議を行う。
② 自治会合併協議会等を発足させ、課題を協議する。
【 予想される協議事項 】
・自治会の区域、名称、組織、規約、会員、会費、役員、事業計画、予算、合併期日
・合併した際の財産（集会所や備品、預金等）の取り扱い
③それぞれの自治会の総会で、合併に対する承認を得る。

自治会運営の基礎知識

自治会活動デジタル化のススメ

スマートフォンやパソコンが普及した今日、自治会活動においてもデジタル化の動きが加速化しつつあり、電子メールやLINE、Facebook 等のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を自治会内の連絡や広報に取り入れる例も出てきています。

また、近年では、電子回覧機能や災害時の安否確認機能を有したアプリも各社から提供されています。

ぜひ、本ガイドブックの内容を参考に、自治会活動のデジタル化を進めましょう！

〇自治会活動にSNSやアプリを活用するメリット

①回覧板からスマホへ

・自治会からのお知らせが直接配信されるので、情報が届くまでの時間差が生じません。

・過去に配信されたデータも残るため、イベントのチェック漏れがなくなります。

・必要な情報がいつでも、どこでも確認できます。

・回覧板を介したウイルス等の感染対策が可能となります。

②書類送付や出欠集計等の負担軽減に

・会員や班ごとの資料の仕分けや配布の手間が削減されます。

・各種行事の出席・欠席者の確認、集計が簡単に行えます。

・総会等の書面議決に代わり、電磁的議決も可能となります。

③災害時の安否確認や緊急連絡に

・既読状況や通知をもとに会員の安否確認が可能となります。

（位置情報と連動した現在地の発信が可能なアプリもあります）

・日ごろから使い慣れた画面のため、災害時でもスムーズに操作が可能です。

○LINEを電子回覧板として活用する方法

【ステップ1　自治会員を友だちとして追加する】

①LINEを立ち上げ、「ホーム」ボタンを押す

②右上の「　」マークを押す

③「招待」「QR コード」「検索」のいずれかから追加したい会員を検索

※招待・・・メールアドレスか、SMS から招待が可能

QR コード・・・相手の QR コードを読み取るか、こちらの QR コードを読み取ってもらう

検索・・・電話番号か、LINEで設定している ID を入力して検索が可能

④「追加」ボタンを押して、友だち追加完了

【ステップ2　自治会のグループを作成する】

①LINEを立ち上げ、「ホーム」ボタンを押す

②右上の「　」マークを押す

③上から2番目の「グループを作成か、トークルームを作成」を押す

④グループに入れたい会員のLINEアカウントを選ぶ（同時に複数選択が可能）

⑤選択したら、右上の「次へ」を押す

⑥グループ名（例：○○自治会）を入力し、右上の「作成」を押して、グループ作成完了

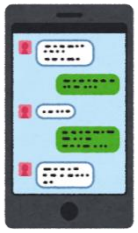

【ステップ3　自治会員への連絡や配布・回覧文書を配信する】

①LINEを立ち上げ、「トーク」ボタンを押す

②自治会のグループが書かれている部分を押す

<文章で連絡事項を配信する場合>

③下の入力窓を押して、文章を入力し、「　」のマークを押して、配信完了

<配布・回覧文書を写真に撮って配信する場合>

④左下の「　」マークを押して、文書等を撮影し、「　」のマークを押して、配信完了

【活用する上での注意事項】

・会員のアカウント名は本名と違う場合があるので、事前に確認しておくこと

・以下のようなルールを事前に決めておくこと

例）・夜間の配信は行わない

・緊急時以外は電話機能を使用しない

・グループ内は会長の配信専用とする

・スマートフォンを持っていない方やLINEの操作方法が分からない方については、個別に文書配布や回覧を行う必要があること

自治会運営の基礎知識

○自治会活動へのLINEやアプリの活用事例

HP、LINEによる回覧物のデジタル化 新江守中自治会（福井市）	LINEを活用した防災情報の発信 河合地区（福井市）
自治会のホームページ上にデジタル化した回覧物を掲載するとともに、自治会のLINE公式アカウントからホームページの更新情報を配信している。約8割の自治会員が登録しており、役員の負担軽減につながっている。	新型コロナウイルスの感染拡大により、回覧板が使えなくなり、住民への情報伝達が滞ったため、災害時の情報伝達手段として「LINE」を活用。避難場所や開所時間、市の災害情報を迅速に伝えることが可能になった。

LINEによる回覧物のデジタル化 桜ヶ丘親和会（神奈川県大和市）	結ネットの活用 太陽が丘ゆうひみ町会（石川県金沢市）
自治会役員の事務負担やコロナ禍での感染防止策が課題となる中、回覧物等の仕分けや配布作業の簡素化及び非接触性の観点から、「LINE」回覧を導入し、自治会内の事務負担の減と、感染防止策の強化につながった。 さらに、情報伝達の速達性が向上し、双方向性も図られたとともに、回覧内容に対する理解が深まった。 （出典：総務省自治行政局市町村課「地域活動のデジタル化について」（R3.8.30））	緊急性がある連絡などの即時かつ一斉配信等への活用と町会役員の負担軽減のため、2019年から「結ネット」を導入しており、現在の導入率は、約95%ととても高く、多くの世帯で運用中である。 比較的若い世代が多いこともあり、町会運営からイベント案内、緊急情報発信、青壮年部会や子ども会等の各部会運営と様々な用途で「結ネット」を活用している。 （出典：株式会社シーピーユーホームページ（https://www.cpu-net.co.jp/product/yui-net/））

○自治会活動に活用できるアプリのサービス例

LINE WORKS（https://line.worksmobile.com/jp/）

・無料（ユーザー数、追加する機能によっては別途有料）

・承認されたユーザーのみが利用可能

・掲示板機能の利用や音声通話、ビデオ通話が可能

結ネット（https://www.cpu-net.co.jp/product/yui-net/）

・有料（利用には別途契約が必要）

・承認されたユーザーのみが利用可能

・回覧板の閲覧をはじめ、災害時の位置情報発信が可能

SNSやアプリを活用し、自治会活動のデジタル化を進めることは、メリットも多いですが、自治会の全世帯がスマートフォンやパソコンを利用できる環境とは限りません。

まずは、補助的な利用から始めることが望ましいでしょう。自治会や連合会で協議の上、導入をご検討ください。

これらのサービスの利用方法などについては、地域振興課（☎20-5230）までお問い合わせください。

自治会運営の注意点

自治会では、規約や昔からの取り決めにより様々なルールを定めていますが、中には問題のある内容で運用されている場合もあります。

下記の事柄をお読みいただき、ご自身の自治会のルールを見直してみましょう。

① 自治会の退会について

自治会は住民の皆さんで作る任意団体であり、加入・退会は自由である必要があります。本人が退会したいと言っているにも関わらず、退会を認めないことはできませんので、注意しましょう。

② 自治会区域内に不動産のみを所有する人からの会費等徴収について

自治会に加入していない人に会費の納入を強制することはできません。区域内に土地や建物など不動産のみを所有している非会員に納入を依頼する場合は自治会の趣旨を説明し、本人の理解を十分得るようにしましょう。

③ 神社の社費や寄附金、募金等の徴収について

慣例上、自治会費に神社の社費や募金等を上乗せして徴収している場合がありますが、これらの社費や募金等の支払いは任意であり、強制的に徴収することは違法という判例があります。

そのため、自治会費と同時に集める必要がある場合には、自治会費とそれ以外が明確に分かるように会員に提示し、了解を得た上で徴収しなければなりません。

【募金の徴収方法（例）】

［方法①］ 会費と別に募金を徴収する

募金は自分の意志で行うものなので、募金する意思を確認するため。

［方法②］ 会費の中から募金を出す

会費と別に募金を徴収するのは、自治会の負担が増えるため。

ただし、この方法は個別に募金の意志を確認できないので、会員全員の承認を得ること。

［方法③］ 会費の中から募金額の何割かを出し、残りを会費とは別に各戸を回り、徴収する

募金額の何割を会費から出すかは、役員会等で議論した後、会員全員の承認を得ること。

自治会運営に関するQ&A

Q1． 役員のなり手がいないのですが、どうしたらよいでしょうか？

A1． 近年、自治会も高齢化が進み、役員のなり手不足は大きな課題となっています。役員として無理なく活動するには、一定程度自治会内での経験を積んでいる必要があるため、最初は委員や班長などの役からはじめ、最終的に会長等に就任していくのが望ましいでしょう。会計→副会長→会長とステップアップしていく決まりを作るのも、一つの方法だと思います。

また、仕事をしている方でも役員を引き受けられるよう、自治会内でのサポート体制をしっかり整えておくことが重要です。

今後を見据えて自治会内でよく協議しましょう。

Q2． 自治会から退会したいとの相談がありました。どのような対応が必要ですか？

A2． 自治会は地域の住民で構成する任意の団体であり、自治会への加入は強制されるものではありません。退会に対する嫌がらせなどは自由意志に対する不当な干渉としてトラブルの原因となります。自治会活動を説明するとともに、退会したい理由を聞くなど話し合いを重ねることが大切です。

また、退会の相談があった方に「自治会管理のごみステーションを利用させない」と言った場合、自治会脱退の自由を制限されたと言われ、法律に抵触する恐れがありますので、十分に注意してください。

※過去には裁判で、自治会からの退会について取り上げられた例も存在します。判決の中で、退会が自由であることが認められました。（最高裁平成17年04月26日判決）

Q3.　自治会活動に参加しない会員に対して不出金をとってもいいの？

A3.　本来、自治会活動は自主的に参加するものですが、自治会活動に参加しない会員に対して不出金をとっている自治会もあるようです。組織や運営のルールは、自治会内で決めるものですが、本来、不出金は自治会活動の参加を促す趣旨で作ったルールであることが多いと思われます。一律の対応ではなく、活動に参加できない理由の内容（けが、病気、勤務など）によっては不出金を免除するなど柔軟に対応していくことが望ましいでしょう。

Q4.　自治会長として手当をもらっていますが、確定申告は必要ですか？

A4.　自治会から手当をもらっている場合、手当は雑所得として所得税の確定申告の対象となります。確定申告を行う際は、他の収入と合わせて申告が必要となりますのでご注意ください。ただし、手当が費用弁償の積み重ねである場合は、この限りではありません。また、自治会長手当の中に交際費や慶弔費などを含めて支給されている場合は手当とは科目を分けていただくことも一つの方法です。

詳細については、福井税務署（0776-23-2690：自動音声案内に従って「2」を選択してください）にお問い合わせください。

Q5.　自治会と宗教の関わり方について教えてほしい。

A5.　自治会活動と特定の宗教活動とは、基本的には一線を画すべきと考えられています。従って、地域の神社の祭礼や神社の維持・修繕費用の寄付、宗教行事への参加等を自治会が強制的に割り当てることは、各個人の宗教の自由を侵すことにもなりかねません。

しかし、地域のお祭りは伝統行事として歴史的文化的な価値を持っており、お祭りを通して地域の歴史を学び、親睦を深めていることも事実であり、地域の文化継承の面をもっています。宗教的な行事の部分を自治会から切り離しつつ、お祭りを維持していくことが必要です。また、自治会会計から神社の祭礼に寄付したり、祭礼の会計が自治会会計の中に組み込まれていたりすることは、自治会行事と宗教行事とを混同することになり、好ましいことではありません。

加入促進

自治会への加入促進

自治会への加入は個人の意思に基づくもので、任意に決めることができます。平成17年4月の最高裁判決でも「自治会は法律で加入を強制される組織でなく、住民の自主的な意思でつくられる任意団体である」との判断がでました。

社会的基盤が整備された今日では、無理に隣人との助け合いの関係を持たなくても、大きな支障なく日常生活を送ることができる場合が多いでしょう。

しかし、人々が集まって生活する限り、相互の関係を避けることはできないため、普段から隣人や地域の方と交流し、住みよいまちを作るために、自治会について理解を深めた上で、多くの人に自治会に加入していただきたいと考えています。

また、自治会は事業所や商店も加入の対象とすることができますが、個人の場合と同じように強制することはできません。

事業所や商店との関係では、自治会員とはせずにお祭りやイベント等に対する寄付金をお願いしている事例や、ごみステーションの利用負担金をお願いしている事例等があります。

いずれにしても、コミュニケーションを図り、お互いの立場を理解した上で、自治会への加入や協力を呼びかけることが必要です。

○自治会未加入世帯へ加入の取り組みが必要だと思いますか。

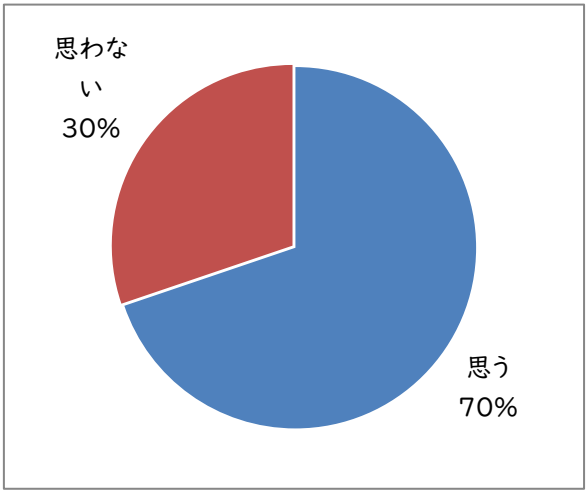

加入啓発の取組方法

防災・防犯への危機意識の高まりや、高齢者の見守りなど、地域における自治会の意義や必要性は今日でも変わることはありません。

一方、生活形態の変化や近隣とのつながりの希薄化から、全国的に自治会加入率が低下しており、地域コミュニティの機能維持・活性化が課題となっています。

自治会の地域活動が効果的なものとなり、住みよいまちづくりを一層推進していくためには、区域内の一部の住民だけではなく、全世帯が加入していることが理想となります。

効果的な加入啓発には、以下のことが有効であると考えられます。

■自治会活動の必要性や活動内容、加入するメリットについて、できるだけ具体的に説明して理解を求めること。

■自治会費やその他の負担金、ごみステーションの当番制による維持管理など、自治会員としての負担についても説明すること。

■自治会の活動や運営方法を説明する「加入促進チラシ」などを活用すること。

また、自治会加入啓発については、各地区や自治会において、これまで様々な方法で取り組んでいただいておりますが、アンケート結果から戸別訪問を実施している自治会が多く、実際に加入啓発に効果的であるという結果が出ています。

このことを踏まえ、次ページから戸別訪問を中心とした加入啓発の取り組み方の一例をまとめましたので、各自治会の参考としていただき、一層の加入促進に取り組んでいただきますようお願いします。

加入促進

1. 調査

住宅地図等を参考に自治会区域の範囲を確認し、区域内の未加入世帯を調査します。

区域図上の未加入世帯宅に特徴（転入後間もない、若年層である、高齢者一人暮らし等）を書き込み、実態を把握しましょう。

※調査結果について情報をご提供いただければ、市から未加入世帯へ加入促進のチラシやパンフレットを配布することも可能です。地域振興課（☎20-5230）までお問い合わせください。

2. 共有

なぜ自治会加入啓発を行うのか、自治会、加入者双方のメリットを確認し、会員間で認識を共有しましょう。

地域活動の一覧表を作成し、自治会の意義を再確認しましょう。

メリットの例を掲載しますのでご参考にお使いください。

自治会側のメリット

「活動力強化」

住民全体で防犯や防災、環境美化等地域課題解決のための活動を推進できます。 また、会員増により役割を分担でき、役員の負担が軽減され、円滑に自治会を運営できます。

「財政力強化」

加入者増に伴い会費が増えれば、活動の強化を図ることができます。お祭りや除雪活動を継続的に行うためには、会費の積み立てが必要となりますが、計画的な金額の積み立てには、会員数が多い方が有利です。

「地域内のつながり強化」

住民同士の絆が深まることで、地域の団結力が高まります。安心して住み続けることができるまちづくりが進みます。

加入者側のメリット

「課題への対応」

自治会に加入することにより、「災害時における救援救護」や「子育て」、「高齢者福祉」等の課題に関して、助け合うことができます。

「生活の充実」

定期的に行政や地域の情報を得ることができ、近隣住民とのふれあいが生まれます。顔見知りが増えることは地域における安心感につながります。

3. 訪問準備

〇加入啓発文書の作成

自治会加入のメリットや活動内容等を記載した勧誘文書を作成しましょう。加入啓発文書には問い合わせ先を記入し、連絡が取れるようにします。

※文書作成にあたっては、福井市・福井市自治会連合会が作成した、「自治会加入促進パンフレット」を是非ご活用ください。

福井市　自治会への加入について　で検索してください。

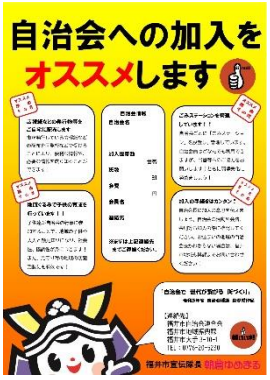

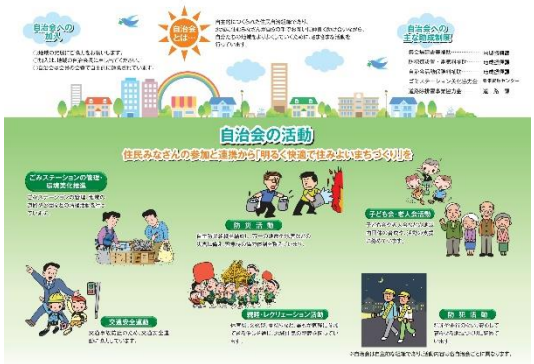

〇説明資料の準備

- 加入啓発文書
- 自治会の総会資料（会則、事業計画、予算、役員名簿等）
- 自治会区域図（ごみステーションの場所がわかるもの）
- その他自治会活動がわかる資料（写真、チラシ等）

〇分担・人数決め

世帯へ訪問するときは、複数で行くとよいでしょう。また、グループをいくつか作り、訪問先を分担して実施すると負担が軽減され効率的です。

男性だけではなく女性と一緒に訪問すると、女性の視点から自治会加入のメリット等をお伝えすることが可能です。

加入促進

4. 訪問

〇初回訪問

初回訪問時には、活動内容や会費のことを簡単に説明し、詳しいことは、総会資料や規約（会則）を渡して読んでおいてもらいましょう。

概ね1週間後くらいに再訪問できるとよいでしょう。

〇2回目訪問

加入について検討した結果を聞きます。加入の意思がある場合には、会費の徴収方法などについても話をするとよいでしょう。

加入を決めかねている場合には、どのような点に疑問を抱いているのか（ごみステーションの管理運営体制、集会所の場所や使用条件、子ども会との関係等）を聞き取り、丁寧に回答しましょう。

21・22ページに「加入啓発訪問時の回答例」がありますので、参考にしてください。

初回訪問時の話し方（例）

「私たちは、〇〇自治会の役員です。本日は、私たちの自治会に加入していただきたいと思いまして、訪問しました。

自治会では、防犯灯の設置やごみステーションの維持管理、防災訓練等の自治会活動を通して、安全・安心で住みよいまちづくりに取り組んでいます。

●●さんにも、私たちの自治会に加入していただき、一緒に自治会活動にご協力していただきたいと考えていますので、加入をご検討ください。

参考に自治会の資料を持参いたしましたので、ご確認いただければと思います。

後日改めて加入の意思をお伺いに上がりますのでよろしくお願いします。」

戸別住宅以外への加入促進

アパート・マンション等世帯への加入啓発も、基本的には戸建て世帯への加入啓発の方法に準じますが、訪問前に管理形態について把握しておくことが重要です。

○分譲マンション

分譲マンションには、区分所有者で構成される管理組合が存在します。マンション管理会社が管理組合の支援を行っている場合が多いため、まず管理会社に自治会として加入啓発を実施したいという意向を伝えて、それから管理組合に話をつないでもらうとよいでしょう。

管理組合の代表者と加入啓発の方法について話し合い、戸別訪問や説明会を計画し、加入啓発を実施します。戸別訪問の際は、管理組合の役員等居住者と面識がある方に同席していただくと、居住者が前向きに話を聞いてくれる可能性が高まります。

○賃貸マンション・アパート

まず、オーナー（所有者）に自治会加入啓発を実施したいという意向を伝えましょう。建設中のアパート等については、早めにオーナーと接触し、入居契約時の自治会加入に協力をお願いしておくと、多くの世帯の加入につながります。

賃貸アパート等の場合は、入居者に単身者が比較的多く、転出入も頻繁なため、自治会加入を敬遠する方もいらっしゃいます。丁寧に説明して理解を得るように努力するのはもちろんのこと、加入を断られても、気持ちを切り替えながら加入を勧めていきましょう。

加入促進

外国人世帯への取組方法

外国人世帯に対して自治会への加入を勧める際は、福井市ホームページの「自治会長のページ」にあります「自治会への加入のおすすめ（英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・ベトナム語）」をご活用ください。

▼自治会への加入のおすすめ（例：英語版）

Jichikai (Residents' Association) Entry Recommended

Each district in Japan has a local organization called Jichikai, Residents' Association. This association is involved in organizing community events, district cleaning, snow removal, and mutual cooperation among residents in the case of disaster, etc. The Jichikai's name has to be shown on specified garbage bags when you dispose of garbage/trash. In addition, Fukui City Hall distributes newsletters as well as a variety of information for its residents through all Jichikais. Entering your district's Jichikai is important for you to live safely in your community and to get along with neighbors. We highly recommend you to join the Jichikai in your district.

_____ Name of Jichikai (Residents' Association)

_____ Chair person

_____ Contact number

☆Inquiry: Community Future Development Division, Fukui City　TEL: 0776-20-5230

訪問以外の加入啓発方法

本書では訪問による加入啓発の取組を紹介しましたが、他にも以下のような取組が考えられます。

■加入促進チラシ・パンフレットを作成し、未加入世帯に配布する。
（市からの配布も可能ですので、お問い合わせください。）

■自治会加入のお知らせを掲示板に貼る。

■転入・転居の多い時期に自治会のPRを行う。（3月、4月）

■お祭りや納涼祭等のイベント時に自治会活動を紹介する。

■マンション・アパートの建設前から、開発業者や管理者に対し、自治会の設立または近隣自治会への加入促進の協力をお願いする。

地域や自治会の状況により様々な加入啓発方法が考えられます。

地域振興課に他市の事例等の資料もございますので、お気軽にお問合せください。

外国人とのコミュニケーションの取り方

まずは、「やさしい日本語」を使ってみましょう。「やさしい日本語」とは、難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。日本に住んでいる外国人であれば、日本語を勉強している場合は少なくありません。簡潔に、わかりやすい日本語でコミュニケーションをとってみてください。

また、近年、技術の発達などにより、通信機器等を用いて会話ができるようになってきました。翻訳アプリ等をうまく活用して、自治会区域にお住まいの外国の方ともコミュニケーションを図り、地域活動に参加してもらいましょう。

▼VoiceTra の使い方

VoiceTra は、総務省が所轄する NICT（国立研究開発法人情報通信研究機構）が開発した、スマートフォン用の多言語音声翻訳アプリです。日本語や英語、韓国語、中国語など、一部言語の方言を含む 31 言語間の翻訳が可能となっています。

VoiceTra を使用するには、お手持ちのスマートフォンの「Google Play」または「App Store」からアプリのダウンロード（無料）が必要となります。

アプリを立ち上げ、マイクボタンをタップし、話しかけることで選択した相手言語に翻訳することができます。翻訳先や翻訳元となる相手言語は長押しすることで変更が可能です。また、相手言語に翻訳した内容を再翻訳する機能もあり、伝えたい情報が正しく翻訳されているかを確認することができます。

サポートページのＱＲコードはこちら ▸▸▸

▼Google アシスタントの使い方

普段お使いの携帯電話が Android の場合、Google アシスタントが組み込まれているのでアプリのダウンロードは不要です。iPhone の場合は「Google アシスタント」アプリのダウンロードが必要となります。

「OK、グーグル。〇〇語の通訳になって」と話しかけて、会話している相手に携帯電話を向けるだけで、相手（もしくは自分）が話した内容が翻訳され、どちらかが話し出したタイミングで翻訳が開始されます。

このやり取りは、一般的な会話のような速度で行うことは難しいので、なるべく短い会話や、ゆっくり、明瞭に話すなど工夫しましょう。

加入促進

加入啓発訪問時の回答例

問1.「自治会とは何ですか？」

答1.「自治会は、同じ地域に住む人々が親睦を図りながら、それぞれの地域の課題を解決し、住みよいまちにしていくための任意の団体です。」

問2.「自治会は強制加入ですか？」

答2.「自治会への加入は強制ではありません。あくまで任意加入の組織ですが、地域のごみステーションの維持管理や防犯灯の設置管理は自治会が行っており、防災・防犯等生活に密着した問題には、自治会員相互の協力が不可欠です。是非、自治会に加入していただき、一緒に住みよいまちづくりを行いましょう。」

問3.「自治会に加入すると何かメリットはありますか？」

答3.「自治会活動を通して住民相互の親睦を図ることで、顔の見えるご近所付き合いができ、防災・防犯上のみならず、日常生活においても安心感をもたらしてくれます。広報ふくい等の行政からの情報紙や公民館だより等の地域の情報紙は自治会を通じて配布・回覧されますので、各種生活情報や身近なイベントの情報を得ることができます。道路・側溝・防犯灯等の改善等、日常生活上の環境整備は自治会が取りまとめて行政との連絡調整を行うことから、要望等があれば相談に乗ることができます。」

問4.「ここは借家ですから長くは住みませんが、加入すべきですか？」

答4.「ここにおられる期間だけでも自治会の会員である隣近所の方と仲良くしていただきたいと思います。

災害はいつ発生するかわかりませんので、「いざ」という時に助け合える関係を築きましょう。」

問５．「単身で帰りも遅く、留守しがちなので、役が回ってきたときに受けられないと思いますが、それでもいいのですか？」

答５．「自治会は様々な年齢や職業の住民で構成されています。役員の件については、世帯の事情に合わせて個別に相談に乗りたいと思います。」

問６．「年間を通じて、様々な行事に参加しなくてはならないのではないですか。」

答６．「全自治会員の参加が理想ですが、現実には難しいと思いますのでご都合の付く方のご参加をお願いしています。」

問７．「高齢者の一人暮らしのため少ない年金で生活しています。加入した場合の会費を半額にしていただけないでしょうか。」

答７．「ご意見があったことについて、自治会内で検討してみます。」

※自治会によっては年齢やひとり暮らし等の世帯状況で会費を減額している例もあります。上記のような要望があれば、一つの機会と捉え、自治会内で話し合うのがよいでしょう。

自治会と福井市

自治会と福井市の関係

自治会は、地域の様々な課題を解決するために、その地域に住む人々により組織された任意の団体であり、行政と対等な立場で互いに連携・協働しながらまちづくりを行っている地域独自の組織です。

自治会から市に対しては、道路照明の設置、道路・河川の整備などの要望や市政に対するご意見等をいただいております。

逆に、市から自治会に対しては、広報ふくいなどの広報物の配布・回覧や防災情報の伝達など、円滑な行政運営にかかる業務をお願いしています。

なお、自治会内でのトラブルについて、市が自治会の活動内容にまで立ち入って指導することは、活動の自主性や自立性を阻害することになるため、原則いたしません。

自治会内で十分協議し、解決を図って下さい。

行政嘱託員〈担当:地域振興課(本館３階)20-5230〉

市政の円滑な運営と市民との連絡調整を図るとともに、市民協働のまちづくりを推進するため、自治会の代表者に自治会内での連絡調整役を担う行政嘱託員をお願いしています。

（主な業務）

■行政事務を円滑に実施するための地域住民への協力依頼や意見の取りまとめ等

■年22回発行している広報ふくい及び行政からのお知らせチラシ等の配布・回覧

■市から要請があった場合における被災状況等の調査

■共同募金などに関すること

○報償金について

行政嘱託員個人に、委嘱業務の実施に対する報償金を毎年12月末頃に支給します。

この報償金は、広報ふくいの配布など行政嘱託員の業務に対する報償であり、自治会長としての役割に対するものではありません。なお、行政嘱託員報償金は、管轄税務署からの指導に基づき、所得税の源泉徴収（約3%を予定）を行いますのでご了承ください。

「行政嘱託員報償金の算出方法」

・世帯割(広報紙等配布世帯数×1，000円)＋均等割(1，000円)

○自治会長と行政嘱託員の違い

行政嘱託員制度とは･･･

自治会の代表者（自治会長等）に「行政嘱託員」を委嘱し、地域における行政サービスの補完に協力していただくという趣旨の制度です。市内約1,500以上の自治会等に1名ずつ委嘱しています。

	自治会長	行政嘱託員
立場	自治会の代表	自治会内での連絡調整役
選出	自治会のルールに基づき選出	自治会内から1名任意に選出
市からの報酬	なし	あり（報償金）
市からの委嘱	なし	あり
業務	・自治会の代表として、各種申請の取りまとめ・提出	・地域住民への協力依頼や意見の取りまとめ ・広報ふくい及び行政からのお知らせチラシ等の配布・回覧 ・市から要請があった場合における被災状況等の調査 ・共同募金等に関すること

※行政嘱託員が委嘱業務を受け持つ世帯は、各自治会区域内にある世帯です。
自治会加入世帯に限りませんのでご注意ください。

行政嘱託員に関するQ&A

Q1.　自治会長になり、市から行政嘱託員として委嘱されました。報償金が支払われるということですが、どのような性質のものですか。

A1.　福井市では自治会の代表者に、行政嘱託員を委嘱しています。報償金については、自治会に対するものではなく、行政嘱託員個人に対する給与扱いとなりますので、使途は自由です。

なお、所得税の確定申告を行う際は、他の収入と合わせて給与所得として申告が必要となりますのでご注意ください。

副業が禁止されている方や、医療費の一部負担割合に変更が生じるおそれがある方等、報償金を受け取ることを望まない方は、行政嘱託員報告書の備考欄にその旨ご記入ください。

Q2.　行政嘱託員として委嘱を受けると、自治会長あるいは行政嘱託員として、選挙運動をすると違法となるのでしょうか。

A2.　地域の代表者である自治会長として、一般の個人よりも慎重であるべきであると考えますが、自治会長個人として特定の候補者を応援するなどの選挙運動を行うことは問題ありません。

ただし、例えば、広報ふくい等の市からの配布物を配布することは、行政嘱託員への委嘱業務であり、その際に特定候補者への投票を促すことは、市からの依頼であると取られるおそれがあるため、差し控えてください。

選挙の際には、地域の代表者である自治会長に対して、候補者や支援者からのさまざまな依頼があるようです。ご不安な点・ご不明な点がございましたら、選挙管理委員会事務局（☎20-5545）までお問い合わせください。

個人情報の取扱い

個人情報とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものを指します。氏名だけでなく、住所や電話番号、自治会における役職等も、氏名とひもづけて管理している場合には個人情報になります。

自治会では、名簿の作成等により個人情報を取り扱うことがありますが、個人情報の取り扱いが不適切であった場合、民事訴訟等に発展するケースが考えられますので、個人情報の保護には充分に留意してください。

個人情報の取扱いについて定めた個人情報保護法にて求められていることと、自治会活動を行う上でどのように気をつければよいのかを下記にまとめましたので参考にしてください。

【自治会名簿の作成】

■個人情報保護法で求められていること

- 利用目的の特定…個人情報の取得前に、利用目的をあらかじめ特定する。
- 利用目的の通知・公表・・・本人から書面で個人情報を取得する場合には本人に対して利用目的を明示する。
- 安全管理措置・・・集めた個人情報の漏えい防止のために、適切な措置を講じる。
- 保有する個人情報の訂正等・・・集めた個人情報の内容に誤りがあった場合に、訂正するための手続きの方法等を本人の知り得る状態におき、請求に応じて訂正する。

■自治会が取るべき措置

・ 個人情報を集める際に「自治会名簿を作成し、名簿に掲載される会員に対して配布するため」と利用目的を特定する。
・ 個人情報を集める際に配布する用紙に、利用目的を記載する必要がある。また、収集する項目について、事前に総会等で会員の承認を得ることも重要である。
・ 個人情報は自治会の事務局において盗難・紛失等のないよう、適切に管理する必要がある。また、名簿の配布先の会員に対して、盗難や紛失、転売したりしないように注意を呼びかけることも重要。管理・運用方法をルールとして定めておくとよい。
・ 個人情報を集める際に配布する用紙に、訂正等に関する問い合わせ先等を記載し、本人から内容の訂正を求められたら、適切に対応しなければならない。

【個人情報を第三者に提供するとき】

■個人情報保護法で求められていること

・ 本人以外の者に個人情報を提供する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。次のような場合は、同意を得なくても提供できる。①法令に基づく場合、②人の生命、財産を守る場合、③委託先に提供する場合
・ 提供先などを記録し一定期間保管しなければならない。
・ 個人情報を委託先に提供する場合には、適切な監督を行う。

■自治会が取るべき措置

・ 「名簿に掲載されている会員に対して配布するため」と伝え、任意で個人情報を提出してもらうことにより、同意を得る。また、次の場合は同意を得ずに、名簿を提供できる。①警察からの照会、②災害発生時の安否確認、③会員名簿の印刷を委託する業者に名簿を提供する場合
・ 配布先の会員名等が記載されている名簿を一定期間保管する必要がある。
・ 名簿の印刷を業者に委託する場合、委託先をしっかりと選定し、個人情報の適切な管理を実施することについて確認する必要がある。また、個人情報が適切に取り扱われているか、委託先に状況を口頭等で確認することも大切である。

個人情報の取扱いに関するQ&A

Q1.　自治会において個人情報の取扱いに関するルールを定めることは必須でしょうか？

A1.　個人情報保護法上の義務ではありませんが、国のガイドラインでは作成することが求められています。福井市としても、ルールを定めることで、自治会内部での取扱いが明確になり、会員の方も安心して個人情報を提供いただけることになると考えるため、ルールに定めることを推奨しています。

Q2.　同意は口頭での確認でよいのか、それとも書面等が必要なのか？

A2.　口頭でも構いませんが、その場合は、日時や相手方（本人、親権者等）等、記録を取っておくことを推奨します。また、本人の判断能力が不十分である場合は、親権者や法定代理人等から同意を得ることも差し支えありません。

Q3.　名簿の掲載に本人の同意が得られない場合はどうしたらよいでしょうか？

A3.　近年、個人情報に対する意識の高まりから、名簿の掲載に同意が得られない場合もありますが、名簿は、

①近隣の方同士が連絡を取れるようにしておくことで、火災発生時や行方不明者の捜索に役立つ可能性があること

②収集した個人情報はルールに基づき適正に管理するため、安心して情報を提供いただきたいこと

を説明することが大切です。

ただし、こうした趣旨を十分に説明しても、同意が得られない場合は、名簿に掲載することはできません。一部の項目のみ同意が得られた場合は、その項目だけ載せるなどの対応をしましょう。

Q4.　個人情報を紛失した場合、どのように対応すればよいでしょうか？

A4.　あらかじめ、自治会内で定めたルールに従って対応することが必要と考えられます。

具体的には、責任者への連絡、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の措置を講じることが挙げられます。

なお、行政からの依頼により取りまとめていただいている個人情報について紛失が発生した場合は、まずは依頼元の所管課等へご連絡いただきますようお願いします。

認可地縁団体

認可地縁団体は、自治会や町内会といった「地縁による団体」が市町村長の認可を受けて法人格を取得した団体のことです。本来、不動産等を自治会名義で所有することはできませんが、法人格を取得することにより不動産等を認可地縁団体名義で所有し、登記等ができるようになります。

認可を受けるためには、団体としてある一定の要件※を満たしていなければならず、規約の見直しや、構成員の名簿の提出が必要です。詳しくは、地域振興課（☎20-5230）までお問い合わせください。

※地縁団体の認可の要件

① 地縁による団体の存する区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現に活動を行っていると認められること。

② 地縁による団体の区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。この区域は、当該団体が相当の期間にわたって存続している区域の現況によらなければならないこと。

③ 地縁による団体の区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数が現に構成員となっていること。

④ 規約を定めていること。この規約には目的、名称、区域、主たる事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項が定められていなければならないこと。

告示事項変更届について

認可地縁団体が認可される際には、市長名で告示をします。この告示事項に変更が生じた場合には、告示事項変更届を市に提出することとなっています。

告示事項のうち、自治会長の交代に伴い変更が生じるものは、「主たる事務所※」及び「代表者の氏名及び住所」です。

そのため、認可地縁団体は、自治会長交代時期に告示事項変更届を提出する必要があることから、市では例年12月頃に告示事項変更届を各認可地縁団体に送付しており、締切を2月末と案内しています。

※主たる事務所

「主たる事務所」は、認可地縁団体の事務所の住所のことです。

認可地縁団体の規約により、①「集会所等に固定」か②「代表者の住所」のいずれかの定めになっています。

①の場合は代表者の交代があっても「主たる事務所」の変更は生じませんが、②の場合は代表者の交代の度に変更が生じます。

自治会と福井市

認可地縁団体に関するQ＆A

Q1.　事務の効率化や感染症対策などの観点から、書面等による決議は可能ですか？

A1.　構成員全員の承諾がある場合には、総会を開催せずに書面等による決議が可能です。また、決議事項について、構成員全員の賛成の意思が確認できた場合には、当該合意をもって書面等による決議があったものとみなされます。

Q2.　認可地縁団体、その構成員が政治支援活動をすることは問題ないのでしょうか？

A2.　認可地縁団体で定める目的の範囲内であれば、政治的活動をすることは可能です。また、構成員が特定の政党や政治家を支援することを制限するものでもありません。

青少年育成推進員の推薦

〈担当：こども育成課（別館2階）20-5566〉

青少年育成福井市民会議（以下「市民会議」とします。）では、公民館区を単位とした49支部の各地域に根ざした青少年育成活動を推進するため、自治会ごとに青少年育成推進員の選任をお願いしております。

青少年育成推進員は、各自治会長からご推薦いただき、福井市長と市民会議会長の連名で委嘱しております。

（主な業務）

■「地域の子どもは地域で守り育てる」という意識を高めるための啓発活動

■地域に根ざした青少年健全育成活動の推進

・市民会議（支部）が実施する行事等への参加

・見守り活動の推進

※青少年育成推進員は、ボランティアとして活動をお願いするものです。自治会員が少ないなど、推進員の選出が困難な場合は協議させていただきます。

避難行動要支援者の避難支援

〈担当:危機管理課(別館５階)20-5234〉

福井市避難支援プランは、「災害が発生したときやそのおそれがあるときに、支援が必要な高齢者や障がいのある方（避難行動要支援者）に対し、情報の伝達や避難などの手助けが地域の中で速やかに安全に行われるための仕組み」を地域でつくる制度です。市では、制度に申請された方の名簿（避難行動要支援者名簿）を自治会ごとに作成し、自治会長・自主防災会長・民生委員児童委員・福祉委員などの関係者に配付します。

（主な業務）

■避難行動要支援者名簿の保管、引継ぎ

■制度に登録された避難行動要支援者に対する声掛け、個別避難計画作成の検討

■自治会内で制度へ登録した方が良いと思う対象者への登録呼びかけ等

※この制度は自治会長が災害時に必ずしも避難行動要支援者の救助をしなければならないという責任を負うものではありません。地域全体で避難行動要支援者の避難を支援していくためのものです。

災害ボランティアセンターへの協力

〈担当:市民協働・ボランティア推進課(中央1丁目2－1ハピリン4階)20-5107〉

大規模災害が発生した場合、災害ボランティアの協力が速やかな復旧・復興の大きな力となります。

福井市災害ボランティアセンターが設置された際は、地域で円滑に災害ボランティア活動が行えるよう、下記についてご協力お願いします。

（主な業務）

■被災者ニーズの情報収集・依頼

・「地域の状況」の情報収集（だれが何に困っているか）

・被災された方が直接ボランティアを依頼できない場合の代理依頼

■案内役

・ボランティア受け入れの際の現地案内

・被災者と調整、協力し、ボランティアに活動内容を伝達

■災害ボランティアセンターへの相談

・地域の困りごとを災害ボランティアセンターに相談

補助金

補助金について

特定の事業、研究等を育成助長するため、あるいは一定の事業等の保護奨励のために、地方公共団体が公益上、必要があると認めた場合に対価なくして支出するものです。

自治会への補助金は、魅力あるまちづくりの推進、コミュニティ活動の促進、住民自治の促進、及び市政の円滑な運営に寄与することが期待されるため支出されています。

防犯灯〈担当:地域振興課(本館３階)☎20-5230〉

１．防犯灯設置補助金

自治会がＬＥＤ防犯灯を設置する場合、自治会からの申請に基づき補助金を交付します。

■補助金額

✦**新設**…未設置の場所にLED防犯灯を設置する場合	１灯につき**７，０００円**(上限)
✦**取替**…蛍光灯等からLED防犯灯に取り替える場合	１灯につき**７，０００円**(上限)
✦**更新**…既存のLED防犯灯を取り替える場合	１灯につき**３，５００円**(上限)

(LED灯を除く電球の交換、器具の一部修繕は除く。)

■申請時 提出書類

① 交付申請書（様式第１号）

② 設置場所付近の見取図

③ **設置前の防犯灯の写真**

（新設の場合は設置前の電柱の写真のみ）

④ 見積書（写しでも可）

⑤ 設置するLED防犯灯であることを証する書類（例：カタログ等）

※申請時の提出書類は、オンラインによる提出がオススメです。

申請フォームはこちら ▸▸▸

■注意点

※必ず工事着工前に申請してください。

※補助予定数に達しましたら、年度内の新規受付を終了します。

■申請から振込みまでの順序

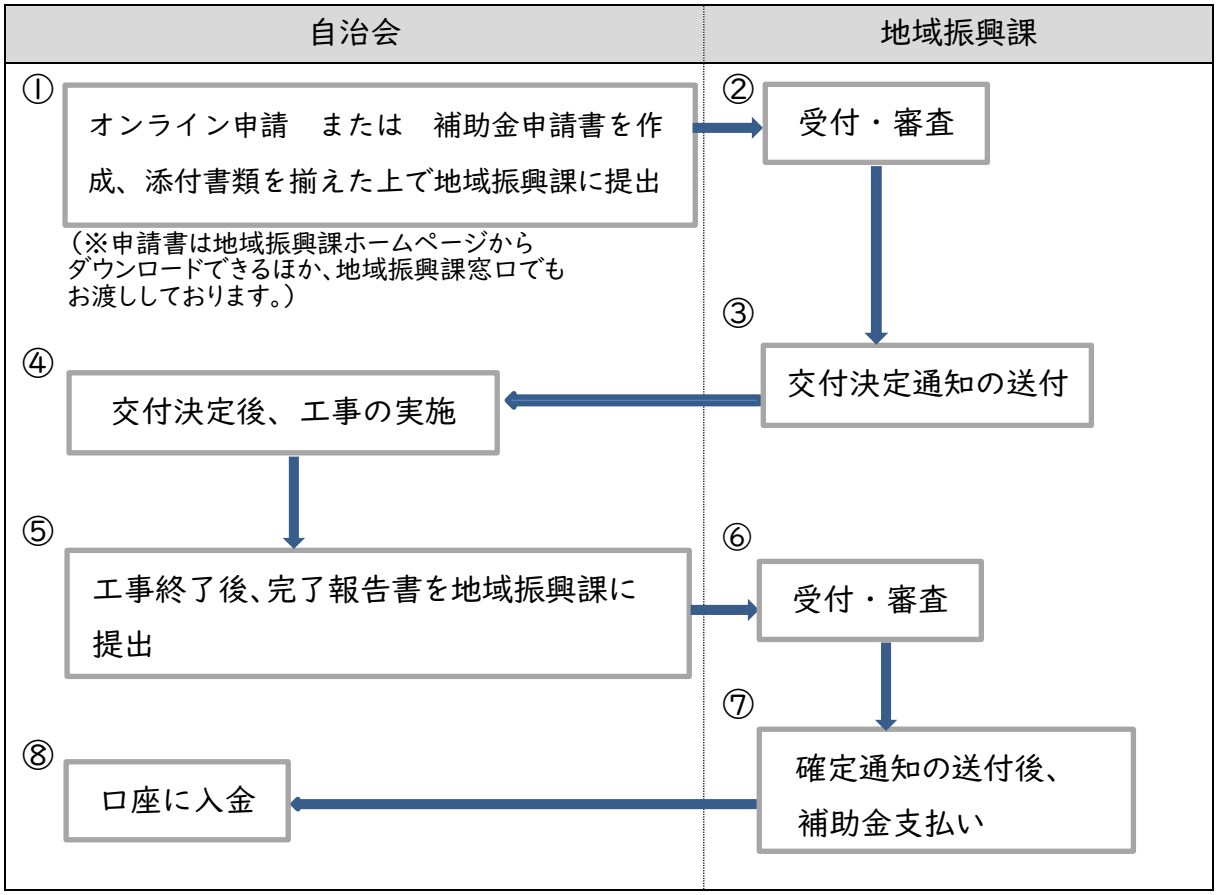

2. 防犯灯電気料補助金

自治会が支払う防犯灯の年間電気料金に対して、自治会からの申請に基づき補助金を交付します。

申請書様式は6月頃に地域振興課から自治会長に送付いたします。

■補助金額

6月分の電気料金×12か月×45%

補助金

■申請から振込みまでの順序

	自治会	地域振興課
6 月		① 補助金申請書を送付
6～7 月頃	② 電力事業者（北陸電力等）から 6 月の電気料金書類が郵送される	
7～8 月上旬	③ 補助金申請書に電気料金の書類を添付の上、地域振興課に申請	④ 受付・審査
11月下旬頃	⑥ 口座に入金	⑤ 交付の決定及び額の確定通知を送付後、補助金支払

ごみステーション

〈担当：収集資源センター（南江守町 2-1）☎35-0052〉

1．ごみステーション設置補助金

かご状のごみステーション（折りたたみ式を含む）を新たに購入するか買い換える場合、自治会に対し、その費用の一部を補助します。

補助を受けるためには、設置場所または保管場所の所有者（管理者）の同意が必要となります。

※道路や河川等の水路や公園には、許可なく設置することは出来ません。

■補助金額：ごみステーションの購入等費用×1／4以内

※補助限度額：同一年度内、1自治会につき10万円

※補助金の交付を受けて設置等を行ったごみステーションについては、次年度以降5年間は補助申請することが出来ません。

※一つのごみステーションを設置する場合でも、複数のごみステーションを設置する場合でも、同一年度内に一つの自治会に対する補助限度額は10万円です。

※申請は、必ず購入前の計画段階でしてください。購入後は、申請することが出来ません。

2. ごみステーション美化協力金

ごみステーションの美化や不法投棄物の処理費用として下記の協力金を交付します。

世帯数	令和6年度交付金額
～ 40世帯	10,000円
41～ 80世帯	13,000円
81～120世帯	16,000円
121～200世帯	19,000円
201世帯～	22,000円

自治会活動に対する支援

〈担当：地域振興課（本館３階）☎20-5230〉

1. 自治会活動保険料補助金

自治会が加入している「自治会活動保険」の保険料に対して補助します。

補助率	補助限度額	申請者（交付対象）
加入保険料の50%	1世帯あたり60円	地区自治会連合会

例）A自治会　世帯数：100世帯、200円／世帯の保険に加入した場合。

100世帯×200円×50%＝10,000円

100世帯×60円＝6,000円が限度となり、補助金額は6,000円

※自治会単位で保険に加入している場合でも、地区自治会連合会が取りまとめて申請を行ってください。当該年度内に支払いを行っている保険が補助の対象となります。

2. 自治会合併補助金

小規模な自治会が合併し、自治会の組織基盤を強化する際に補助するもので、令和7年3月末までに合併した自治会が対象となります。

※20世帯以下の自治会を含むことが条件です。

■補助金額：50,000円×合併自治会数＋1,000円×合併後の世帯数

※補助対象の世帯数は、最大100世帯までとします。

例）下記自治会が合併する際に交付する補助金

A自治会：25世帯
B自治会：35世帯
C自治会：10世帯

50,000円×3自治会＝150,000円
1,000円×（合併後の総世帯数70世帯）＝70,000円
150,000円＋70,000円＝220,000円

補助金

3.集会所建設等事業補助

自治会が所有する集会所を新設・改修・小規模修繕を行う際に補助します。

（市単独補助）

種　別	補助要件の概要	補助率	限度額
新　設	延面積４９．５㎡以上の集会所の新築	工事費の３０％	４００万円
小規模修繕	築２０年以上の集会所の修繕及びトイレの改修等のバリアフリー化	工事費の５０％	７５万円

（福井県補助）

種　別	補助要件の概要	補助率	限度額
新　設	延面積４９．５㎡以上の集会所の新築	工事費の５０％	７５０万円
改　修	築２０年以上の集会所の修繕で１５０万以上の工事であるもの	工事費の５０％	２２５万円
改　修 【高齢化集落】	築２０年以上の集会所の修繕で１００万以上１５０万未満の工事であるもの	工事費の７５％	

※高齢化集落：65 歳以上の人口が 50%以上を占める集落

（自治総合センター補助）

種　別	補助要件の概要	補助率	限度額
新　設	延面積４９．５㎡以上の集会所の新築	工事費の６０％	1,500 万円
改　修	築２０年以上の集会所の修繕で１５０万以上の工事であるもの	工事費の６０％	1,500 万円

地域振興課から、毎年６月頃に次年度分の集会所建設等にかかる補助申請の予定について調査します。補助金の利用をお考えの場合には、この調査の際に必ずご連絡ください。（工事着工及び補助決定は翌年度以降となります。）

また、補助の決定について、それぞれの団体による審査があります。

※福井県及び一般財団法人自治総合センターの助成事業を活用する場合は、事業実施主体である自治会が認可地縁団体である必要があります。

※過去にこの補助金を利用したことがある団体が再度補助申請を行う場合、補助金の交付日から１０年間以上経過していることが条件です。

道路・除雪についての補助

〈担当:道路課(本館４階)☎20-5560〉

下記の補助については、要件等の確認が必要の為、道路課までご連絡お願いいたします。

1. 区道整備事業補助金

自治会が管理する道路の整備費の一部を補助します。

2. 市民雪置き場支援事業補助金

降雪期に自治会が雪置き場として民間空き地を借りた場合、その借地料の一部を補助します。

3. 道路除排雪事業協力金

除雪計画路線に指定していない市道等(自治会等協力路線)を自治会等で除排雪した場合、市の一斉除雪出動回数に応じて、協力金を交付します。

4. 小型除雪機購入補助事業補助金

複数の自治会等で構成される団体が、市道等(自治会等協力路線)を除雪するための小型除雪機を購入する場合、経費の一部を補助します。

5. 市民協働除排雪補助金

大雪時(積雪深90cm以上かつ市が指定した期間内)に自治会が除排雪機械による除排雪作業を実施した場合、燃料費及び機械損料相当額を補助します。

防災についての補助

下記の補助については、要件等の確認が必要の為、担当課までご連絡をお願いいたします。

1. 自主防災組織設置補助

〈担当:危機管理課(別館５階)　☎20-5234〉

自治会等で結成する自主的な防災組織の育成整備を目的とし、新たに自主防災組織を設置した自治会等に補助を行う事業です。

2. 消火用資器材等購入補助〈担当:福井市防火委員会　和田東２丁目 2207 番地(福井市消防局内)☎20-5007〉

自治会で設置する共同の消火資器材等の購入費用を一部補助する事業です。

3. 防災資機材購入補助、活動事業補助　※対象は各地区自主防災組織連絡協議会

〈担当:危機管理課(別館５階)　☎20-5234〉

自主防災体制の充実を図るため、自主防災組織等が防災活動を行う上で必要な防災資機材の整備や災害に備えた訓練及び啓発活動等、地域活動に補助を行う事業です。

電話帳

「キーワード」ごとに担当課を記載しています。

キーワード	担当課	連絡先
自治会活動		
自治会総合窓口	地域振興課	TEL 20-5230 FAX 20-5733
自治会合併補助		
自治会活動保険料補助		
防犯・防災活動		
大規模盛土造成地マップ	都市計画課	TEL 20-5450 FAX 20-5453
交通安全教室の開催	自転車利用推進課	TEL 20-5387 FAX 20-5139
交通安全指導・啓発		
防犯灯設置補助	地域振興課	TEL 20-5230 FAX 20-5733
防犯灯電気料補助		
消費生活相談	消費者センター	TEL 20-5588
自衛隊協力会	危機管理課	TEL 20-5234 FAX 20-5235
避難所の開設		
福井市避難支援プラン		
防災行政無線		
防犯隊・防犯カメラ		
自主防災組織支援		
有害鳥獣対策	有害鳥獣対策室	TEL 20-5701 FAX 20-5752
道路・河川占用許可	監理課	TEL 20-5555
道路用地等管理		
屋外広告物設置許可		
カーブミラー・ガードレール管理		
カーブミラー・ガードレール設置	道路課	TEL 20-5560 FAX 20-5563
道路補修		
道路除雪		

キーワード	担当課	連絡先
河川管理	河川課	TEL 20-5492 FAX 20-5745
洪水・土砂災害ハザードマップ		
空き家対策	住宅政策課	TEL 20-5571
福井市下水道内水ハザードマップ	雨水対策室	TEL 20-5651 FAX 20-5446
防火委員会	消防局予防課	TEL 20-3997 FAX 20-3119
福井市総合防災訓練	(救急・救助・水防訓練) 消防局救急救助課	TEL 20-3998 FAX 20-3119
	(避難所設営・運営訓練) 危機管理課	TEL 20-5234 FAX 20-5235
環境美化活動		
公害防止	環境廃棄物対策課	TEL 20-5398 FAX 20-5675
不法投棄防止		
あき地の美化(草刈り)	環境政策課	TEL 20-5609 FAX 20-5754
環境美化地区推進員		
古紙等回収奨励事業(集団回収)	収集資源センター	TEL 35-0052 FAX 35-0813
ごみカレンダー、ごみ分別		
ごみステーション設置補助金		
ごみステーション美化協力金		
動物死体(野良犬・野良猫)		
緑の羽根(募金)	林業水産課	TEL 20-5430 FAX 20-5752
緑化推進委員会		
地区緑化事業		
福井市を美しくする運動(一斉清掃)	生涯学習課	TEL 20-5361 FAX 20-5338
福祉活動		
福祉総合相談	福祉総合相談室よりそい	TEL 20-5580 FAX 20-5708
生活困窮		
ひきこもり		
地域づくりコーディネーター		

電話帳

	担当課	連絡先
民生委員児童委員	福祉政策課	TEL 20-5786 FAX 20-5708
日赤社資募集		
英霊顕彰奉賛会		
高齢者福祉支援	地域包括ケア推進課	TEL 20-5400 FAX 20-5426
ひとり暮らし等高齢者の相談		
子ども会育成会	こども育成課	TEL 20-5566 FAX 20-5434
青少年育成推進員		
親睦活動		
老人クラブ・敬老会	地域包括ケア推進課	TEL 20-5400 FAX 20-5426
国際化推進・多文化共生	国際室	TEL 20-5300
社会教育・生涯学習	生涯学習課	TEL 20-5361 FAX 20-5338
市民スポーツ大会（旧：市民体育大会）	スポーツ課	TEL 20-5355 FAX 20-5746
まちづくり・その他		
開発行為許可	都市計画課	TEL 20-5450 FAX 20-5453
身近なまちづくり活動の支援（組織認定、計画作成、地区計画決定等）		
認可地縁団体（自治会法人化）	地域振興課	TEL 20-5230 FAX 20-5733
町名表示板		
行政嘱託員		
行政チラシ等配布・回覧		
福井市自治会連合会		
地域担当職員制度		
地域の未来づくり推進事業		
まちづくり協議会		
集会所建設等事業補助		
コミュニティ助成事業		

キーワード	担当課	連絡先
道路工事	道路課	TEL 20-5560 FAX 20-5563
下水道工事	下水管路課	TEL 20-5656 FAX 20-5446
下水道工事（集落排水等）	下水施設課 （集落排水管理事務所）	TEL 20-5667 FAX 20-5783
水道工事	水道管路課	TEL 20-5640 FAX 20-5629
公民館協力委員 市民憲章（不死鳥のねがい）	生涯学習課	TEL 20-5361 FAX 20-5338
選挙について・ポスター掲示場	選挙管理委員会事務局	TEL 20-5545 FAX 20-5743
ボランティアの相談・募集	市民協働・ ボランティア推進課	TEL 20-5107 FAX 20-5168
福井市公式 LINE	広報プロモーション課	TEL 20-5257 FAX 20-5438 QR コードはこちら

自治会活動活性化支援事業
補助金を募集開始します！

目　的

自治会活動の新たな担い手を確保するために
自治会が開催する若者、女性、外国人、子どもを
対象とした新規イベントの開催経費を支援します

※参加者数に占める対象者の人数が過半数となることが要件

補助率・補助上限額

補　助　率　：補助対象経費の２分の１以内
補助上限額　：１自治会あたり１０万円

申 請 期 限

令和６年７月１日（月）　地域振興課必着

事 業 例

- 若者対象婚活イベント
- 女性対象子育てサロン
- 外国人対象スポーツ大会
- 子ども（親子）対象料理教室

など

補助金の詳細や申請書類の様式はこちら